

第 11 回南種子町農業委員会定例総会議事録

1. 開催日時 平成 30 年 6 月 25 日（月）午前 9 時 30 分から 10 時 2 分
2. 開催場所 研修センター 2 階大会議室

3. 出席委員

会長

会長職務代理者 9 番 西田 三郎

農業委員

1 番	古市 道則	2 番	中里 安男
3 番	池亀 昭次	4 番	牛野 進一郎
6 番	小山 重和	7 番	河野 律雄
8 番	寺田 誠	10 番	西田 暁
11 番	高田 照美		

農地利用最適化推進委員（順不同）

イ.	中峯 哲義	ロ.	高田 正一
ハ.	小脇 浩一	ニ.	中島 一三
ホ.	雨田 俊孝	ヘ.	片板 大作
ト.	小山 幸良		

4. 欠席委員

農業委員

5 番 石堂 かよ子

農地利用最適化推進委員（順不同）

チ. 柳田 和則

5. 議事日程

第 1 議事録署名委員の指名

第 2 議案協議

議案第 1 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による平成 30 年度第 11 号農用地利用集積計画書（案）に対する意見決定について

議案第 2 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について

議案第 3 号 農地法第 2 条第 1 項の規定にある農地でない旨の証明（非農地証明）について

議案第 4 号 農地法第 2 条第 1 項の規定にある農地に該当しないことの判断について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 古市 義朗
農地振興係長 戸川 修一郎
農地振興係主任 日高 隆一郎

7. 会議の概要

事務局 開会の前に、本日欠席の届が会長に出ておりますので報告いたします。
(農業委員のうち)石堂 かよ子 委員が欠席であります。(農地利用最適化推進委員のうち)柳田 和則 推進委員が欠席であります。

石堂会長の欠席により、会長職務代理 西田 三郎 委員が本日の総会を進めます。

事務局 それでは、本日の総会は南種子町農業委員会会議規則第6条により成立していることを報告いたします。

議長 ただいまから、第11回農業委員会定例総会を開会いたします。

議長 日程第1、議事録署名委員の指名ですが、私の方より指名してよろしいでしょうか。

(「はい。」の声あり。)

議長 異議がないようですので、私の方より指名します。議席番号1番、古市 道則 委員。2番、中里 安男 委員を指名します。

議長 日程第2、(議案協議)議案第1号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による平成30年度第11号農用地利用集積計画書(案)に対する意見決定について、を議題といたします。

議長 それでは、事務局より議案第1号の説明をお願いいたします。戸川係長。
事務局 資料は3ページをお開きください。

議案第1号は農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の承認について、平成30年6月29日を公告日とする農用地利用集積計画(賃借権3件)を定めたいので、承認を求めるものです。

1段目、公告日は平成30年6月29日、期間の始期を平成30年7月1日・終期が平成35年6月30日の5年間存続で、畑 ●●㎡ の3件でございます。

4ページをお開きください。計画内訳書の説明をいたします。

整理番号1番。利用権設定をする者が、南種子町○○××番地 A です。利用権設定を受ける者は、南種子町○○××番地 B です。

土地の所在は、○○字△△××番、畑、●●㎡・○○字△△××番、●●㎡、××番 ●●㎡、××番 ●●㎡、地目は畑です。合計面積は●●㎡、さとうきび作付けで賃借料は反当1万円の現金払い、5年間の再設定です。

整理番号2番・3番については、同じく5年間の再設定です。内容については、お目通しをお願いいたします。

個別の資料については5ページから添付してありますのでお目通しください。

利用権設定を受ける者は、経営規模拡大を図り、耕作を継続しており、これからも農作業に従事していくものと認められますので、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上、議案第1号の利用権設定（賃借権3件）について承認を求めますのであります。よろしくをお願いいたします。

議長 説明が終わりました。これから質疑に入ります。

議長 質疑ありませんか。

（「はい。」の声あり）

議長 6番委員 はい、小山委員。

この借人なのですが、経営面積が記載されていますが、今回の申請面積は含まれているんですか。

例えば、借人・Bさんは、面積 ●●㎡ となっていますが、含まれていない面積ですよ。

議長 6番委員 はい、事務局。

事務局 はい、含まれておりません。

議長 6番委員 了解しました。

議長 ほか質疑ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

議長 異議がないようですので、議案第1号（賃借権3件）については、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。全員賛成ですので、原案のとおり決定いたします。議案第1号（賃借権3件）については原案のとおり決定いたしました。

議長 6番委員 それでは、引き続き議案第1号（所有権移転1件）を議題とします。

議長 事務局より議案第1号の説明をお願いいたします。戸川係長。

事務局 資料は9ページをお開きください。所有権移転の総括表です。

今回は、県地域振興公社が買い入れる事案であります。公告日は平成30年6月29日、対価支払い期限が平成30年7月13日・引き渡し時期も同日です。

10ページをお開きください。計画内訳書の説明をいたします。

整理番号1番。所有権移転をする者は、南種子町○○××番地 C、所有権移転を受ける者は、公益財団法人 鹿児島県地域振興公社 です。

土地の所在は、○○字△△××番、面積が ●●㎡ の所有権移転で、権利の内容は水稻作付けで、対価は ○○円です。

個別の資料につきましては、11 ページに農地利用集積計画書、12 ページに集成図を添付してありますので、お目通しをお願いいたします。

以上、議案第1号の所有権移転について承認を求めるものであります。

よろしくをお願いいたします。説明を終わります。

議長 説明が終わりました。これから質疑に入ります。

議長 質疑ありませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議長 異議がないようですので、議案第1号(所有権移転1件)については、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。全員賛成ですので、原案のとおり決定いたします。議案第1号(所有権移転1件)については原案のとおり決定いたしました。

議長 引き続き議案第1号(農地中間管理権の設定10件)を議題とします。

なお、農地中間管理権 整理番号6番について、牛野委員が農業委員会法第31条第1項の議事参与の制限に該当することになりますので、牛野委員の退席をお願いいたします。

(牛野 進一郎 委員、退場)

議長 長 それでは、事務局より議案第1号(農地中間管理権の設定10件のうち)整理番号6番の説明を先をお願いいたします。戸川係長。

事務局 資料は14ページをお開きください。計画内訳書の説明をいたします。

整理番号6番は、利用権設定を受ける者が、公益財団法人 鹿児島県地域振興公社で、利用権設定をする者は、南種子町〇〇××番地 D です。

土地の所在は、〇〇字△△××番及び××番、地目は畑で2筆の合計面積は●●㎡。権利の種類は10年間の賃借権です。

個別の資料については24ページに添付してありますのでお目通しください。

以上、議案第1号(農地中間管理権の設定)整理番号6番の利用権設定について承認を求めるものであります。よろしくをお願いいたします。

議長 説明が終わりました。これから質疑に入ります。

議長 質疑ありませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議長 長 異議がないようですので、議案第1号(農地中間管理権の設定)整理番号6番については、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。全員賛成ですので、原案のとおり決定いたします。議案第1号(農地中間管理権の設定)整理番号6番については原案のとおり決定いたしました。

議長 長 牛野委員の入場を求めます。

(牛野 進一郎 委員、入場)

議長 引き続き事務局より議案第1号（農地中間管理権の設定 10件のうち）
残りの案件9件について、説明をお願いいたします。戸川係長。
事務局 それでは、資料13ページにお戻りください。農用地利用集積計画の総
括表です。
公告日は平成30年6月29日です。
上段が期間の始期を平成30年8月1日・終期が平成35年7月31日、
5年間存続が4件で、畑が●●㎡の申請であります。
下段が期間の始期を平成30年8月1日・終期が平成40年7月31日、
10年間存続が7件で、畑●●㎡の内●●㎡の申請であります。
それでは続けます。
整理番号1番は、利用権設定を受ける者が公益財団法人 鹿児島県地
域振興公社で、利用権設定をする者は、南種子町○○××番地 E・年齢
88歳です。
土地の所在は、○○字△△××番、地目は畑で面積は●●㎡の使用貸
借権で5年間存続です。
整理番号2番から5番、7番以降10番まであと8名おり、14ページか
ら15ページに記載しておりますので、お目通しをお願いいたします。
なお、備考欄に設定期間と借受予定者の名前を記載しております。
個別の資料については16ページから31ページに添付してありますの
で、お目通しをお願いいたします。
以上、議案第1号 農地中間管理権の設定の承認を求めるものでありま
す。よろしくをお願いいたします。説明を終わります。

議長 説明が終わりました。これから質疑に入ります。
議長 質疑ありませんか。
議長 「異議なし。」の声あり

議長 異議がないようですので、議案第1号（農地中間管理権の設定）残りの
案件については、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願い
いたします。全員賛成ですので、原案のとおり決定いたします。議案第1
号（農地中間管理権の設定）残りの案件については原案のとおり決定いた
しました。

議長 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請（委員会許可）につい
て、譲渡人・F、譲受人・Gを議題にします。
事務局 それでは、事務局より議案第2号の説明をお願いいたします。日高主任。
33ページをお開きください。
議案第2号は、農地法第3条の規定による許可申請について、審査を求
めるもので、所有権の移転が1件です。

資料を読み上げます。

整理番号1番。譲渡人が、南種子町〇〇××番地 F。

譲受人が、南種子町〇〇××番地 G です。

土地の所在が、〇〇字△△××番。地目は 畑、地積は ●●m²。

所有権移転で、売買及び経営拡大によるものです。

この件につきましては、34 ページの調査書にあるとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。

参考資料は35 ページから添付しています。

この件につきましては、6月11日の現地調査により耕作等について確認しております。以上で説明を終わります。

議 長 ただいまの説明に関連して、現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。整理番号1番、寺田委員。

8番委員 現地調査のあった日は私用で行けなかったんですけど、後もって現地調査の結果については、農地部長に説明をお願いしたいと思います。

まずは事前調査の内容を説明させていただきます。この△△××番の前後の土地ですけれども、これは前々回でしたか、農地買受適格証明の案件で、Gさんが公売で取得したところでございます。

元々は、Fさんの農地でございまして、その一角がまだ残っていたということでございます。

現地を見ますと、入り口にセメントが塗ってありまして、道のような様相を呈しておりましたけれども、現状は左右の土地と一括で耕されて、農地として使用されているという判断で、今回の3条申請となりました。

Gさんとしても、真ん中に他人名義の土地があれば、現状左右の土地を耕作していますので、ここを買い取って自分の農地にしたいという経緯を聞いております。以上です。

議 長 ありがとうございます。現地調査の結果について、補足説明をお願いいたします。高田農地部長。

農地部長 それでは現地確認の状況について、報告をしたいと思います。

6月11日に、それぞれ事務局・担当委員の協力を得まして、この現地の確認をいたしました。

資料の38ページ・39ページを開いてみてください。

39ページの図面を見ますと、●●の畑と●●の畑があり、その相中に●●のFさんの土地があります。38ページの航空写真を見ますと、農地が分かれているのか1つになっているのか解りませんが、現地は3枚程度に区切られた農地でございました。農地の一部には建物の形跡が残っておりまして、セメントの残骸も幾らかありました。今回の申請につきましては、Fさんの農地をGさんに所有権移転ということで現地を確認しましたけれども、●●と●●の農地に●●の土地が合わさり、1筆の畑となっているよ

うでございました。

FさんとGさんの間で、譲渡についての金銭的合意もあり、問題はないものと思われます。以上です。

議長 説明が終わりました。これから質疑に入ります。

議長 質疑ありませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議長 異議がないようですので、議案第2号については、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。全員賛成ですので、原案のとおり決定いたします。議案第2号については原案のとおり決定いたしました。

議長 議案第3号 農地法第2条第1項の規定にある農地でない旨の証明（非農地証明）について、申請人・Hを議題にします。

事務局 それでは事務局より、議案第3号の説明をお願いいたします。日高主任。41ページをお開きください。

議案第3号は、農地法第2条第1項の規定にある農地でない旨の証明について審査を求めるもので、1件です。

資料を読み上げます。

整理番号1番。申請人及び所有者は、千葉県松戸市〇〇××番地のH。

土地の所在は、〇〇字△△××番。登記及び農地台帳上の地目は畑、現況地目は宅地。地積は●●㎡です。

変更年月日については、昭和29年以前です。

現況といたしまして、『曾祖父Iは大正9年5月20日売買により取得した土地であり、曾祖父、祖父(J)の世代より同所に家屋を建立し、同人らが同所に居住していたと思われる。提出者が出生した昭和29年には同所に建物が存在し、提出者は同所で生まれ育った。なお、提出者は本件土地の相続人である。しかるに、本件土地は農地ではなく宅地である。』とのことです。

参考資料は42ページから添付していますのでお目通しをお願いします。

以上の内容につきましては、6月11日の現地調査において、相違ないことを確認しております。

以上で説明を終わります。

議長 ただいまの説明に関連して、現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。整理番号1番、西田 暁 委員。

10番委員 整理番号1番についてですが、申請人のHさん、この方は千葉県に在住しており、I家の長女でございます。この土地につきましては、曾祖父の代から宅地として利用されていたようです。43ページの写真を見て分か

るように、〇〇集落の中心部に当たり、平成 10 年に家を建て替えている訳です。そして平成 29 年に地籍調査が入り、登記地目が宅地ではなく畑だったということで、今回の申請が出ております。近くの親戚の方が土地・建物も管理しており、住宅として利用されていますので、ご審議方よろしくお願いいたします。

議 長 説明が終わりました。これから質疑に入ります。

議 長 質疑ありませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長 異議がないようですので、議案第 3 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。全員賛成ですので、原案どおり決定いたします。議案第 3 号については原案のとおり決定いたしました。

議 長 議案第 4 号 農地法第 2 条第 1 項の規定にある農地に該当しないことの判断について、対象地・〇〇字△△××番 外 11 筆 を議題にします。

事務局 それでは事務局より、議案第 4 号の説明をお願いいたします。日高主任。45 ページをお開きください。

議案第 4 号は、農地法第 2 条第 1 項の規定にある農地に該当しないことの判断についてです。

次の土地は現地調査の結果、農地法第 2 条第 1 項の規定にある農地に該当しない旨の決定をしたいので、議決を求めるものです。

整理番号 1 番。台帳所有者が、南種子町〇〇××番地 K。

土地の所在は、南種子町〇〇字△△××番、地目は 畑、地積は ●●㎡。外 11 件 11 筆の合計で 12 筆、地積合計は、●●㎡ になります。

この 12 筆につきましては、利用状況調査の結果から、再生困難な農地と判断し、既に山林化の様相を呈しており、農地への復元が著しく困難であると判断できる土地であります。

6 月 11 日の現地調査において、石堂会長・高田農地部長、月担当委員の西田 三郎 委員、西田 暁委員・職員 4 人で現地確認をしております。以上で説明を終わります。

議 長 説明が終わりました。これから質疑に入ります。

議 長 質疑ありませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長 異議がないようですので、議案第 4 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。全員賛成ですので、原案どおり決定いたします。議案第 4 号については原案のとおり決定いたしました。

議 長 以上で、本日の総会の議案事項は全てを終了いたします。